



第101回 定時株主総会 招集ご通知

お知らせ

- ・株主総会の模様は、インターネット配信によるライブ中継でもご覧いただけます。
- ・本株主総会では、事前質問の受付を行います。

日 時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 3階「ローズ」

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額
決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
等に対する株式報酬制度の改定の件 |

インターネット及び書面による議決権行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後5時

目次

第101回定時株主総会招集ご通知	2
インターネットによる議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	15
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	20
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	27
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	27
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の改定の件	28
事業報告	32
連結計算書類	52

AGCグループ企業理念

“Look Beyond”



私たちの
パーパス

“AGC、いつも世界の大事な一部”

～ 私たちは先を見据え、
独自の素材・ソリューションで、いつもどこかで
世界中の人々の暮らしを支えます～

私たちの
価値観

- Innovation & Operational Excellence
- Sustainability for a Blue Planet
- One Team with Diversity
- Integrity & Trust

私たちの
スピリット

“易きになじまず難きにつく”

2026年3月4日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

AGC株式会社

代表取締役 平井良典

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日の株主総会の模様は、インターネット配信によるライブ中継でもご視聴いただけます。

(ご視聴方法は、同封の別紙「株主総会ライブ中継及び事前質問のご案内」をご覧ください。)

つきましては、当日ご来場されない場合は、あらかじめインターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2026年3月27日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

2. 場 所

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

東京會舘 3階 「ローズ」

3. 会議の目的事項

報告事項

- (1) 第101期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第101期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬制度の改定の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) インターネットによる方法と議決権行使書の郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
- (2) インターネットによる方法で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。

5. 電子提供措置事項

- (1) 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第101回定時株主総会招集ご通知」及び「第101回定時株主総会資料（交付書面省略事項）」として掲載していますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.agc.com/ir/stock/meeting/index.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（AGC）又は証券コード（5201）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

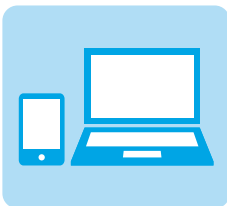


- (2) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しています。
 - ① 事業報告：従業員の状況、主要な借入先、当社の新株予約権に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、社外役員に関する事項、会計監査人に関する事項、内部統制に関する基本方針及び内部統制の運用状況
 - ② 連結計算書類：連結持分変動計算書、連結注記表
 - ③ 計算書類：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ④ 監査報告：連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書

以 上

(注) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

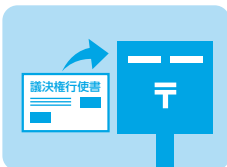
■ 議決権行使方法についてのご案内



インターネットにてご行使いただく場合

行使期限 2026年3月26日（木曜日） 午後5時入力分まで
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただき、
行使期限までに、各議案の賛否をご入力ください。

「インターネットによる議決権行使のご案内」は5頁をご参照ください。



書面（郵送）にてご行使いただく場合

行使期限 2026年3月26日（木曜日） 午後5時到着分まで
各議案の賛否を同封の議決権行使書用紙にご記入のうえ、
行使期限までに到着するようにご返送ください。



株主総会にご来場いただく場合

開催日時 2026年3月27日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

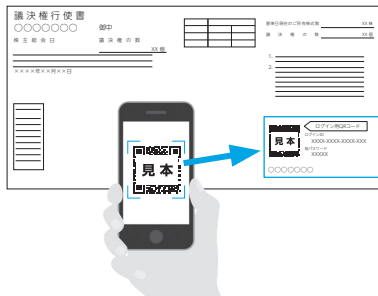
インターネットによる議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンやタブレットで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

①「ログインID・仮パスワード」を入力
②「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

A G Cグループは、財務健全性を維持しながら、事業活動から創出されたキャッシュを今後の成長に必要な戦略事業等への設備投資、M&A、研究開発等に優先的に活用いたします。

株主の皆様への還元につきましては、当期連結業績や将来の資金需要等を総合的に勘案しながら、親会社所有者帰属持分配当率（DOE）3%程度を目安とした安定的な配当を継続いたします。また、自己株式の取得については、他の投資案件との比較、資本効率や財務状況を勘案しながら総合的に判断いたします。

当期の剰余金の処分につきましては、この方針の下、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、1株につき105円といたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金105円

総額22,298,238,795円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月30日

なお、本議案が原案のとおり承認可決された場合は、中間配当金を含めた1株当たりの当期の年間配当金は、前期と同額の210円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)当社は、AGCグループの競争優位性を基盤とした価値創造の実現に向け、取締役会による監督機能の一層の強化を目的に、「監査等委員会設置会社」に移行するとともに、社外取締役が過半数を占める取締役会とすることにいたしたいと存じます。本移行において、取締役会の役割を「長期的視点で経営の大きな方向性を示す」「執行の適切なリスクテイクを後押しする」「価値創造の実現を監督し執行トップを評価・選任する」ことと改めて定義のうえ、その役割を最大限発揮する体制を構築し、AGCグループの価値創造を加速させるための議論を充実させてまいります。
- (2)監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- (3)条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、項番号の新設等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条（商号） 当社は、AGC株式会社と称する。 英文ではAGC Inc.と称する。	第1条（商号） 当社は、AGC株式会社と称する。 <u>2</u> 英文ではAGC Inc.と称する。
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1</u> . 次の各種製品及び複合製品の製造、加工並びに売買 (1)板ガラス、加工ガラス、フラットパネルディスプレイ用ガラスその他のガラス製品 (2)耐火レンガ、耐火材料その他の窯業製品 (3)無機及び有機工業薬品、合成樹脂、医薬品、再生医療等製品その他の化学・バイオテクノロジー関連製品	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の各種製品及び複合製品の製造、加工並びに売買 <u>①</u> 板ガラス、加工ガラス、フラットパネルディスプレイ用ガラスその他のガラス製品 <u>②</u> 耐火レンガ、耐火材料その他の窯業製品 <u>③</u> 無機及び有機工業薬品、合成樹脂、医薬品、再生医療等製品その他の化学・バイオテクノロジー関連製品

現 行 定 款	変 更 案
(4)医療用具、理化学機器その他の精密機器並びに電気・電子機器及びその部品、材料 (5)土木、建築用材料 (6)公害防止用設備機器 2. 前号製品に関連する設備装置の製作及び売買 3. 前各号に関連する技術その他の情報の売買 4. 土木、建築工事の設計、監理及び施工 5. 石油・可燃性天然ガスその他の鉱物の採掘、加工及び売買 6. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 7. 金銭の貸付、債務の保証及びファクタリング 8. 有価証券の売買、保有及び運用 9. 陸上、海上、航空貨物の運送取扱及び倉庫における保管 10. 電気の供給 11. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 12. 前各号に関連附帯する事業	④医療用具、理化学機器その他の精密機器並びに電気・電子機器及びその部品、材料 ⑤土木、建築用材料 ⑥公害防止用設備機器 (2) 前号製品に関連する設備装置の製作及び売買 (3) 前各号に関連する技術その他の情報の売買 (4) 土木、建築工事の設計、監理及び施工 (5) 石油・可燃性天然ガスその他の鉱物の採掘、加工及び売買 (6) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 (7) 金銭の貸付、債務の保証及びファクタリング (8) 有価証券の売買、保有及び運用 (9) 陸上、海上、航空貨物の運送取扱及び倉庫における保管 (10) 電気の供給 (11) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 (12) 前各号に関連附帯する事業
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第8条 (条文省略)	第5条～第8条 (現行どおり)
第9条 (単元未満株式についての権利) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (剰余金の配当を受ける権利、株式無償割当てを受ける権利、単元未満株式の買取りを請求する権利、残余財産の分配を受ける権利等) 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 前条に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利	第9条 (単元未満株式についての権利) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (剰余金の配当を受ける権利、株式無償割当てを受ける権利、単元未満株式の買取りを請求する権利、残余財産の分配を受ける権利等) (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利

現 行 定 款	変 更 案
第10条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取り扱いについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。 第11条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては、これを取り扱わない。 第12条（基準日） 当会社は、毎年12月31日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、予め公告のうえ、一定の日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者をもって、株主又は登録株式質権者の権利を行使することができる者とする。	第10条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取り扱いについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。 第11条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては、これを取り扱わない。 第12条（基準日） 当会社は、毎年12月31日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、予め公告のうえ、一定の日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者をもって、株主又は登録株式質権者の権利を行使することができる者とする。
第3章 株主総会 第13条（株主総会の招集） 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。 株主総会は、東京都区内又は横浜市において招集する。	第3章 株主総会 第13条（株主総会の招集） 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。 2 株主総会は、東京都区内又は横浜市において招集する。

現 行 定 款	変 更 案
第14条（株主総会の招集者及び議長） 株主総会は、取締役会の決議に<u>基</u>き、予め取締役会の定めた取締役が招集し、その議長となる。 当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役にこれに<u>代</u>る。 第15条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。但し、法令又は定款に別段の定めがある場合には、その定めによる。 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 第4章 取締役及び取締役会 第18条（条文省略）	第14条（株主総会の招集者及び議長） 株主総会は、取締役会の決議に<u>基</u>づき、予め取締役会の定めた取締役が招集し、その議長となる。 <u>2</u> 当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役にこれに<u>代</u>わる。 第15条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。但し、法令又は定款に別段の定めがある場合には、その定めによる。 <u>2</u> 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>2</u> 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 第4章 取締役及び取締役会 第18条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第19条（取締役の員数） 当会社に取り締役15名以内を置く。 （新 設） 第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、累積投票によらない。 （新 設） 第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （新 設） 補欠として選任された取締役の任期は、<u>前任者の任期の満了する時までとする。</u> 第22条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の定めるところにより、業務を執行する。	第19条（取締役の員数） 当会社に取り締役15名以内を置く。 <u>2 当会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は6名以内とする。</u> 第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> <u>2 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、累積投票によらない。</u> <u>3 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第21条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第22条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u> <u>2 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の定めるところにより、業務を執行する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第23条（取締役会並びにその招集者及び議長） 取締役会は、当会社の業務執行を決する。 取締役会は、予め取締役会の定めた取締役が招集し、その議長となる。 当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役に<u>これに代る</u>。 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。 第25条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u> （新 設） 第26条（取締役の責任軽減） 当会社は、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。 当会社は、業務執行取締役でない取締役との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。	第23条（取締役会並びにその招集者及び議長） 取締役会は、当会社の業務執行を決する。 <u>2</u> 取締役会は、予め取締役会の定めた取締役が招集し、その議長となる。 <u>3</u> 当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役に<u>これに代わる</u>。 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にに対して発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。 第25条（取締役会の決議の省略） 当会社は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 第26条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第27条（取締役の責任軽減） 当会社は、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。 <u>2</u> 当会社は、業務執行取締役でない取締役との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会 第27条（監査役及び監査役会の設置） 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。 第28条（監査役の員数） 当社の<u>監査役</u>5名以内を置く。 第29条（監査役の選任） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> 第30条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> 第31条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> 第32条（監査役会） <u>監査役会は、監査の方針その他監査役の職務の執行に関する事項につき決定するほか、法令に定める権限を行使する。</u> 第33条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u>	第5章 監査等委員会 第28条（監査等委員会の設置） 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削 除) (削 除) (削 除) 第29条（常勤監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u> (削 除) 第30条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第34条（監査役の責任軽減） <u>当会社は、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</u> <u>当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u> 第6章 会計監査人 第35条～第36条 （条文省略） 第37条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 第7章 計 算 第38条～第41条 （条文省略） （新 設）	（削 除） 第6章 会計監査人 第31条～第32条 （現行どおり） 第33条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> 第7章 計 算 第34条～第37条 （現行どおり） 附 則 <u>2026年3月開催の第101回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任に係る取締役会決議による免除及び責任限定契約については、当該株主総会の決議による変更前の定款第34条（監査役の責任軽減）の規定はなお効力を有する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別	当社における地位、担当	取締役会 出席状況
1	ひら い よし のり 平 井 良 典 再任	男性	代表取締役 社長執行役員 CEO	14回中14回
2	くら た ひで ゆき 倉 田 英 之 再任	男性	代表取締役 専務執行役員 CTO、技術本部長	14回中14回
3	たけ がわ よし お 竹 川 善 雄 新任	男性	専務執行役員 CFO	—
4	てしろ ぎ いさお 手代木 功 再任 社外 独立	男性	社外取締役	14回中14回
5	あり ま こう じ 有 馬 浩 二 再任 社外 独立	男性	社外取締役	11回中11回
6	おきな ゆ り 翁 百 合 新任 社外 独立	女性	—	—

（注）有馬浩二氏は、2025年3月28日付で取締役に就任したため、他の取締役と出席対象の取締役会の回数が異なります。



当社株式所有数
48,800株
取締役在任年数
12年（本総会終結時）
取締役会出席状況
14回中14回

1

ひらい よしのり
平井 良典

(1959年8月19日生)

再任

略歴、地位及び担当

1987年 4 月 当社入社
2012年 1 月 当社執行役員事業開拓室長
2014年 1 月 当社常務執行役員技術本部長
2014年 3 月 当社取締役兼常務執行役員技術本部長
2016年 1 月 当社取締役兼常務執行役員CTO、技術本部長
2018年 1 月 当社代表取締役兼専務執行役員CTO、技術本部長
2019年 1 月 当社代表取締役兼専務執行役員CTO
2021年 1 月 当社代表取締役兼社長執行役員CEO（現在に至る）

取締役候補者とした理由

平井良典氏は、液晶デバイス等の研究開発部門に長く携わり、子会社副社長、電子部門の事業企画室長、事業開拓室長、技術本部長、代表取締役兼専務執行役員CTO等を経て、2021年1月からは代表取締役兼社長執行役員CEOを務めており、AGCグループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を生かし、取締役としてAGCグループの重要事項の決定及び経営執行の適切な支援・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。



当社株式所有数
15,700株
取締役在任年数
5年（本総会終結時）
取締役会出席状況
14回中14回

2

くらた ひでゆき
倉田 英之

(1961年11月11日生)

再任

略歴、地位及び担当

1987年 4 月 当社入社
2018年 1 月 当社執行役員化学品カンパニーライフサイエンス事業本部長
2019年 1 月 当社常務執行役員技術本部長
2021年 1 月 当社常務執行役員CTO、技術本部長
2021年 3 月 当社取締役兼常務執行役員CTO、技術本部長
2022年 1 月 当社取締役兼専務執行役員CTO、技術本部長
2022年 3 月 当社代表取締役兼専務執行役員CTO、技術本部長
2022年 4 月 当社代表取締役兼専務執行役員CTO、技術本部長、事業開拓部長
2023年 1 月 当社代表取締役兼専務執行役員CTO、技術本部長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

倉田英之氏は、化学品部門において製造や新事業推進に長く携わり、海外子会社社長、事業開拓室長、化学品カンパニー戦略企画室長、同カンパニーライフサイエンス事業本部長等を経て、現在は、代表取締役兼専務執行役員CTO、技術本部長を務めており、AGCグループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を生かし、取締役としてAGCグループの重要事項の決定及び経営執行の適切な支援・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。



当社株式所有数
11,000株

3

たけがわ
竹川

よし お
善雄

(1964年7月2日生)

新任

略歴、地位及び担当

1988年 4 月 当社入社
2019年 1 月 当社執行役員経営企画本部戦略企画部長
2021年 1 月 当社執行役員オートモーティブカンパニーモビリティ事業開拓室長、モビリティ事業本部長、戦略企画室長
2022年 1 月 当社常務執行役員オートモーティブカンパニープレジデント、モビリティ事業開拓室長
2022年 4 月 当社常務執行役員オートモーティブカンパニープレジデント
2026年 1 月 当社専務執行役員CFO（現在に至る）

取締役候補者とした理由

竹川善雄氏は、オートモーティブ部門において製造や生産管理に長く携わり、海外子会社社長、オートモーティブカンパニーアジア事業本部長、同カンパニーモビリティ事業開拓室長、同カンパニープレジデントを歴任しました。また、この他に、経営企画本部戦略企画部長としてグループ戦略の立案・推進を担い、2026年1月からは専務執行役員CFOを務めるなど、AGCグループの事業運営及び会社経営に関する豊富な経験を有しています。この経験を生かし、取締役としてAGCグループの重要事項の決定及び経営執行の適切な支援・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としたしました。



当社株式所有数
400株
取締役在任年数
4年（本総会終結時）
取締役会出席状況
14回中14回

4

てしろ ぎ
手代木

いさお
功

(1959年12月12日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位及び担当

1982年 4 月 塩野義製薬(株)入社
2002年 6 月 同社取締役
2004年 4 月 同社取締役兼常務執行役員
2006年 4 月 同社取締役兼専務執行役員
2008年 4 月 同社代表取締役社長
2022年 3 月 当社社外取締役（現在に至る）
2022年 7 月 塩野義製薬(株)代表取締役会長兼社長CEO（現在に至る）

重要な兼職の状況

塩野義製薬(株) 代表取締役会長兼社長CEO
(株)日本取引所グループ 社外取締役
(株)三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

手代木功氏は、塩野義製薬(株)の代表取締役会長兼社長CEOを務めており、創薬型製薬企業として事業の高付加価値化を推進する同社において、海外事業運営も含めた会社経営全般についての豊富な経験を有しています。同氏には、この経験を生かし、独立の立場から当社の経営を支援・監督いただくとともに、当社の戦略事業の展開を含めた経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを充実させる役割を期待し、社外取締役候補者としたしました。



当社株式所有数
700株
取締役在任年数
1年（本総会終結時）
取締役会出席状況
11回中11回
(2025年3月28日就任以降)

5 **ありま こうじ**
有馬 浩二 (1958年2月23日生) **再任** **社外取締役候補者** **独立役員**

略歴、地位及び担当

1981年4月 日本電装(株)（現 (株)デンソー）入社
2008年6月 同社常務役員
2014年6月 同社専務役員
2015年6月 同社代表取締役社長
2023年6月 同社代表取締役会長
2025年3月 当社社外取締役（現在に至る）
2025年6月 (株)デンソー取締役会長（現在に至る）

重要な兼職の状況

(株)デンソー 取締役会長
KDDI(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

有馬浩二氏は、(株)デンソーの取締役会長を務めており、先進的な技術・システム・製品を提供するグローバル企業である同社において、生産・品質や技術開発を始めとする会社経営全般についての豊富な経験を有しています。同氏には、この経験を生かし、独立の立場から当社の経営を支援・監督いただくとともに、当社事業のグローバル展開の強化を含めた経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを充実させる役割を期待し、社外取締役候補者いたしました。



当社株式所有数
0株

6 **おきな ゆり**
翁 百合 (1960年3月25日生) **新任** **社外取締役候補者** **独立役員**

略歴、地位及び担当

1984年4月 日本銀行入行
1992年4月 (株)日本総合研究所入社
2006年6月 同社理事
2014年6月 同社副理事長
2018年4月 同社理事長
2025年6月 同上退任
2025年12月 一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科特任教授（現在に至る）

重要な兼職の状況

一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科 特任教授
丸紅(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

翁百合氏は、(株)日本総合研究所における長年の研究活動を通じて、経済・社会及び金融情勢に関する高い見識を備えています。他社における社外役員としての経験に加え、金融庁金融審議会委員や内閣府規制改革会議委員など政府委員としての幅広い活動に基づく経験も有しており、多角的かつ大局的な視点で、独立の立場から当社の経営を支援・監督いただくとともに、当社のコーポレートガバナンスを充実させる役割を期待し、社外取締役候補者いたしました。

(注) 1. 当社は手代木功氏が業務執行者である塩野義製薬(株)と医薬品の中間体・原体に関する取引関係がありますが、その取引金額は当社の売上高の0.1%未満です。また、翁百合氏が社外取締役を務める丸紅(株)とクロールアルカリ及びウレタン事業に関する取引関係がありますが、その取引金額は当社及び丸紅(株)の売上高の0.1%未満です。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

手代木功氏及び有馬浩二氏は、当社の社外役員の独立性に関する基準（25頁）を満たしており、当社は両氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案において両氏の選任が承認可決された場合は、両氏を引き続き独立役員に指定する予定です。また、翁百合氏は同基準を満たしており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員に指定する予定です。

3. 責任限定契約の概要

当社と手代木功氏及び有馬浩二氏の間では、それぞれ、会社法第423条第1項に規定する責任について、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を限度とする契約を締結しています。本議案において両氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定です。また、当社と翁百合氏の間では、本議案において同氏の選任が承認可決された場合は、同様の契約を締結する予定です。

4. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって填補することとしています。当該保険契約の保険料は、その全額を当社の負担としています。本議案が承認可決され、各候補者が取締役に選任されて就任した場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約を2026年4月に同内容で更新する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別	当社における地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	かわしま いさむ 川 島 勇	男性	社外監査役(常勤)	14回中14回	14回中14回
2	あらき なおこ 荒 木 直 子	女性	監査役(常勤)	11回中11回	11回中11回
3	まつやま はるか 松 山 遙	女性	社外監査役	14回中14回	14回中14回
4	ばば くみこ 馬 場 久美子	女性	—	—	—

(注) 荒木直子氏は、2025年3月28日付で監査役に就任したため、他の監査役と出席対象の取締役会及び監査役会の回数が異なります。



当社株式所有数
600株

監査役在任年数
3年（本総会終結時）

取締役会出席状況
14回中14回

1

かわしま いさむ
川島 勇

(1959年2月20日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴及び地位

1981年 4月 日本電気(株)入社
2011年 6月 同社取締役兼経理部長兼財務内部統制推進部長
2011年 7月 同社取締役執行役員兼CFO
2015年 4月 同社取締役執行役員常務兼CFO
2018年 6月 同社監査役
2022年 6月 同上退任
2023年 3月 当社社外監査役（常勤）（現在に至る）

重要な兼職の状況

日本高純度化学(株) 社外取締役
三精テクノロジーズ(株) 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川島勇氏は、日本電気(株)の取締役執行役員常務兼CFO、監査役を歴任し、経理部門での長年の経験と監査役としての豊富な知見を有しています。さらに、2023年より当社の常勤監査役を務め、当社の監査体制やガバナンスに関する深い理解を培ってきました。これらの経験及び知見を生かし、独立の立場から業務執行の監督を行っていただくとともに、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行後における監査機能の一層の強化を担っていただく役割を期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



当社株式所有数
3,700株

監査役在任年数
1年（本総会終結時）

取締役会出席状況
11回中11回
(2025年3月28日就任以降)

2

あら き なお こ
荒木 直子

(1964年3月13日生)

新任

略歴及び地位

1987年 4月 当社入社
2020年 1月 当社執行役員総務部長
2020年 4月 当社執行役員監査部長
2025年 1月 当社執行役員社長付
2025年 3月 当社監査役（常勤）（現在に至る）

監査等委員である取締役候補者とした理由

荒木直子氏は、当社法務部門、総務部門等における業務に長年従事したのち、監査部長を務めるなど、AGCグループの事業内容並びに法務・コンプライアンス、コーポレートガバナンス、内部統制及び監査等に関する豊富な経験と知見を有しています。さらに、2025年より当社の常勤監査役を務め、当社の監査体制やガバナンスに関する深い理解を培ってきました。これらの経験・知見を生かし、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行後における監査機能の一層の強化を担う役割を期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。



当社株式所有数

300株

監査役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会出席状況

14回中14回

3

まつやま
松山

はるか
遙

（1967年8月22日生）

※戸籍上の氏名は加藤遥

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴及び地位

1995年 4 月 東京地方裁判所判事補任官
2000年 7 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2000年 7 月 日比谷パーク法律事務所入所
2002年 1 月 同所パートナー（現在に至る）
2023年 3 月 当社社外監査役（現在に至る）

重要な兼職の状況

日比谷パーク法律事務所 弁護士
東京海上ホールディングス(株) 社外取締役
三菱電機(株) 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松山遙氏は、弁護士としての長年の経験と法律やコンプライアンスに関する専門的な知見を有しています。また、他社において社外役員を歴任し、企業経営に関する高い見識を有していることに加え、2023年より当社の社外監査役を務め、当社の監査体制やガバナンスに関する深い理解を培ってきました。これらの経験及び知見を生かし、独立の立場から業務執行の監督を行っていただくとともに、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行後における監査機能の一層の強化を担っていただく役割を期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。



当社株式所有数

0株

4

ばば
馬場

くみこ
久美子

（1965年10月10日生）

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴及び地位

1989年 4 月 (株)東芝入社
2014年 4 月 J F E エンジニアリング(株)入社
2018年 4 月 同社常務執行役員
2019年 4 月 J F E ホールディングス(株)常勤顧問兼 J F E エンジニアリング(株)非常勤監査役兼 J F E 商事(株)非常勤監査役
2019年 6 月 J F E ホールディングス(株)常勤監査役
2022年 6 月 J F E エンジニアリング(株)常務執行役員
2025年 4 月 同社顧問（現在に至る）

重要な兼職の状況

J F E エンジニアリング(株) 顧問
S W C C (株) 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

馬場久美子氏は、(株)東芝及び J F E エンジニアリング(株)における勤務を通して、事業提携、海外事業、経営企画や経理・財務を統括するなど、幅広い経験を有しています。加えて、J F E ホールディングス(株)の監査役としての経験も有しています。グローバル視点での事業経験及び経理・財務や監査を含めた専門的知見を生かし、独立の立場から業務執行の監督を行っていただくとともに、監査体制を強化していただく役割を期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

川島勇氏及び松山遙氏は、当社の社外役員の独立性に関する基準（25頁）を満たしており、当社は両氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案において両氏の選任が承認可決された場合は、両氏を引き続き独立役員に指定する予定です。また、馬場久美子氏は同基準を満たしており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員に指定する予定です。

3. 松山遙氏は東京海上ホールディングス(株)の社外取締役を務めていますが、同社子会社である東京海上日動火災保険(株)は、他社との保険料調整行為等に関して、2023年12月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を、2024年11月に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、同社は、金融庁から、個人情報保護法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為、不正競争防止法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2025年3月に保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、これらの事象について事前に認識していませんでしたが、日頃から、取締役会等において内部統制の強化や法令遵守等の視点に立った提言を行っていました。これらの事象を認識した後は、徹底した調査や真因の分析、再発防止策の策定を指示するなど、その職責を果たしています。

4. 責任限定契約の概要

当社と川島勇氏、荒木直子氏及び松山遙氏の間では、それぞれ、会社法第423条第1項に規定する責任について、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を限度とする契約を締結しています。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合は、上記3氏及び馬場久美子氏との間で、同様の契約を締結する予定です。

5. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって填補することとしています。当該保険契約の保険料は、その全額を当社の負担としています。本議案が承認可決され、各候補者が取締役に選任されて就任した場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約を2026年4月に同内容で更新する予定です。

＜ご参考＞取締役会及び監査等委員会の構成

第2号議案、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合は、取締役会、監査等委員会等の構成は以下のとおりとなる予定です。

氏 名	当社における 地位、担当	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査等委員会	独立役員
平 井 良 典	代表取締役 社長執行役員 CEO	○	○	○		
倉 田 英 之	代表取締役 専務執行役員 CTO、技術本部長	○				
竹 川 善 雄	代表取締役 専務執行役員 CFO	○				
手代木 功	社外取締役	○	○ (委員長)	○		○
有 馬 浩 二	社外取締役	○ (議長)	○	○		○
翁 百 合	社外取締役	○	○	○ (委員長)		○
川 島 勇	社外取締役 監査等委員 (常勤)	○			○ (委員長)	○
荒 木 直 子	取締役 監査等委員 (常勤)	○			○	
松 山 遙	社外取締役 監査等委員	○			○	○
馬 場 久美子	社外取締役 監査等委員	○			○	○

(注) 当社は、監査等委員会設置会社となりますが、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しています。

＜ご参考＞役員候補者の決定方針及び社外役員の独立性に関する基準

1. 役員候補者の決定方針

取締役候補者の選任については、指名委員会が審議・推薦し、取締役会が決定しています。

取締役候補者は、当社の経営方針の決定、経営執行の適切な支援、経営執行の監督を担うにふさわしい実績、経験、見識等を備えている者とし、取締役会における専門性のバランスや多様性も考慮して審議・決定しています。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性に関する基準」も満たす者としています。

監査等委員である取締役の選任については、指名委員会が審議し、監査役会の同意を得たうえで推薦し、取締役会が決定しています。

監査等委員である取締役候補者は、当社の監査及び監督を担うにふさわしい実績、経験、見識等を備えている者とし、監査等委員である社外取締役候補者については、「社外役員の独立性に関する基準」も満たす者としています。なお、監査等委員である取締役のうち1名以上は、財務・会計に関する相当程度の知見を有している者としています。

2. 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

- (1) AGCグループの重要な事業領域において競合する会社が属する連結企業グループ（以下、「連結企業グループ」とは、親会社及びその子会社を指し、AGCグループは含まないものとする。）内の会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役及び使用人を指す。以下同様。）でないこと。また、当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有しないこと及び当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有する会社の業務執行者でないこと。
- (2) 過去3年間に於いて、AGCグループから役員報酬以外に1,000万円/年以上を受領していないこと。
- (3) 過去3年間に於いて、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。なお、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループとは、当該連結企業グループからAGCグループへの販売額が、当該連結企業グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (4) 過去3年間に於いて、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。なお、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループとは、AGCグループから当該連結企業グループへの販売額が、AGCグループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (5) 過去3年間に於いて、AGCグループを担当する監査法人の社員でないこと。
- (6) 当社の大株主（議決権の10%以上を保有している者）でないこと及び大株主の業務執行者でないこと。
- (7) その他、重大な利益相反や、独立性を害するような事項がないこと。

<ご参考>スキル・マトリックス

A G Cグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に必要な取締役会全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方につきましては、「役員候補者の決定方針」（前頁）に記載のとおりです。この方針を踏まえ、取締役会が備えるべきスキルを明確化した「スキル・マトリックス」に照らし、スキルを保有する取締役をバランスよく備え、多様性が確保できるよう努めています。

スキルについては、取締役会に求められる機能、経営戦略との整合性及び事業特性の観点から特定をしており、スキルごとの定義及び保有判断の目安を設定しています。各スキルの有無の判断に際しては、特に高い実績、豊富な経験、高度な見識等を有しているか否かを目安としています。

第2号議案、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合は、各取締役のスキルは以下のとおりとなります。

氏 名	当社における 地位、担当	グローバル 企業経営	法務・ コンプライアンス	財務・会計	環境・社会	営業・ マーケティング	製造・ 研究開発	IT・DX
平 井 良 典	代表取締役 社長執行役員 CEO	○			○	○	○	○
倉 田 英 之	代表取締役 専務執行役員 CTO、技術本部長	○			○	○	○	○
竹 川 善 雄	代表取締役 専務執行役員 CFO	○		○		○	○	
手代木 功	社外取締役	○			○	○	○	
有 馬 浩 二	社外取締役	○			○	○	○	○
翁 百 合	社外取締役			○	○			
川 島 勇	社外取締役 監査等委員(常勤)	○	○	○				
荒 木 直 子	取締役 監査等委員(常勤)		○		○			
松 山 遙	社外取締役 監査等委員		○		○			
馬 場 久美子	社外取締役 監査等委員	○	○	○				

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額のうち月例報酬及び賞与に係る報酬等の額については、2022年3月30日開催の第97回定時株主総会において、年額7億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,700万円以内）とご承認いただいています。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月例報酬及び賞与に係る報酬額について、現在の取締役の報酬等の額の上限と同様、年額7億5,000万円以内とし、また、社外取締役の職責及び昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮し、うち社外取締役分を年額8,800万円以内と定めたいと存じます。

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の「役員の報酬等の決定方針」（電子提供措置事項「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (2)取締役及び監査役の報酬等」に記載）については、取締役会決議に基づき、実質的には同様の内容で、本議案及び監査等委員会設置会社への移行を踏まえた内容に改定します。

本議案は、改定後の当社の役員の報酬等の決定方針に沿うものであり、また、社外取締役を委員長とし、社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会からもその旨の答申を受けて取締役会で決議しており、相当なものであると判断しています。

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は3名）です。

本議案の決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の月例報酬に係る報酬等の額を、年額1億5,000万円以内と定めたいと存じます。なお、現在の監査役の月例報酬に係る報酬等の限度額は、年額1億2,000万円以内です。

本議案は、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、社外取締役を委員長とし、社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会からも答申を受けて取締役会で決議しており、相当なものであると判断しています。

なお、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役は4名です。

本議案の決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の改定の件

1. 改定の内容

当社は、2018年3月29日開催の第93回定時株主総会において、当社の取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。）を対象として当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認いただき、その後、2022年3月30日開催の第97回定時株主総会及び2024年3月28日開催の第99回定時株主総会において一部改定の上、今日に至っております。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めるという現行の株式報酬の目的を更に推し進めることを目的として、本制度について、対象者を次のとおり改定したいと存じます（本改定後の本制度の内容は、下記＜ご参考＞株式報酬制度の内容のとおりです。）。なお、本議案は、本改定を除き、本制度の変更を行うものではありません。

（下線は改定部分を示します。）

改定前	改定後
取締役及び執行役員（国内非居住者を除く）	取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く）

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は3名）です。また、本議案には、執行役員に対する報酬も含めており、本総会終結時に本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は26名となります。

本議案の決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

2. 改定を相当とする理由

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の「役員の報酬等の決定方針」（電子提供措置事項「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (2)取締役及び監査役の報酬等」に記載）については、取締役会決議に基づき、実質的には同様の内容で、本議案及び監査等委員会設置会社への移行を踏まえた内容に改定します。

本議案は、改定後の当社の役員の報酬等の決定方針に沿うものであり、社外取締役を委員長とし、社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会からもその旨の答申を受けて取締役会で決議しており、相当なものであると判断しています。

＜ご参考＞株式報酬制度の内容

本議案が原案どおり承認可決された場合は、本制度の内容は以下のとおりとなります。
なお、本制度は、第5号議案の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額（年額7億5,000万円以内、うち社外取締役分は年額8,800万円以内）とは別に、取締役等に対して当社株式等の交付等を行うものであります。

（下線は改定部分を示します。）

概要	本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度であり、役位に応じて業績目標の達成度等に連動し当社株式等の交付等を行う「業績連動部分」と、業績とは連動せずに役位に応じて一定数の当社株式等の交付等を行う「固定部分」から構成されます。		
当社株式等の交付等の対象者		業績連動部分	固定部分
	執行役員を兼務する取締役及び執行役員	●	●
	執行役員を兼務しない取締役（ <u>社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。</u> ）	—	●
	（注）執行役員を兼務する取締役及び執行役員に対する業績連動部分と固定部分の構成割合はそれぞれ50％ずつとなります。執行役員を兼務しない取締役は固定部分のみとなります。		
対象期間	当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度 （注）本改定後の当初の対象期間は、2024年12月31日で終了する事業年度から2026年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度となります。		
当社が拠出する金員の上限	対象期間ごとに合計22億5,000万円（うち社外取締役分2,500万円） （注）信託金には、信託期間中の本信託による株式取得資金のほか信託報酬及び信託費用が含まれます。		

取締役等に対して交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数の上限	対象期間ごとに合計49万5,000株（うち社外取締役分6,000株） （注） 1 事業年度あたりの平均は16万5,000株。当社発行済株式総数（2025年12月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.08%。なお、当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じません。
取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法	・ 取締役等に対して交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数は、「株式交付ポイント」の数により定まります。 ・ 株式交付ポイントは、取締役等の役位に応じて対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントをもとに算定されます。執行役員を兼務する取締役及び執行役員に対する基準ポイントは業績連動部分と固定部分で構成され、執行役員を兼務しない取締役に対する基準ポイントは固定部分のみで構成されます。株式交付ポイント1ポイントにつき当社株式1株を交付するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、信託期間中に当社株式について株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイントの数及び交付等が行われる当社株式の数の上限を調整します。 ①業績連動部分 執行役員を兼務する取締役及び執行役員に対する業績連動部分のポイントは、次のとおり対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち50%に相当するポイントを累計し、対象期間終了後に、この累計値に業績連動係数を乗じて算定します。 各事業年度に付与される基準ポイントの50%の累計 × 業績連動係数（※） （※）下記、業績連動部分に係る業績達成条件の内容を参照 ②固定部分 執行役員を兼務する取締役、執行役員及び執行役員を兼務しない取締役のそれぞれに対する固定部分のポイントは、次のとおり算定します。 （執行役員を兼務する取締役及び執行役員） 各事業年度に付与される基準ポイントの50%の累計 （執行役員を兼務しない取締役） 各事業年度に付与される基準ポイントの累計 ③株式交付ポイント 上記①、②を踏まえ、執行役員を兼務する取締役、執行役員及び執行役員を兼務しない取締役のそれぞれに対する株式交付ポイントは、次のとおり算定します。 （執行役員を兼務する取締役及び執行役員） 上記①に定める業績連動部分のポイント＋上記②に定める固定部分のポイント （執行役員を兼務しない取締役） 上記②に定める固定部分のポイント

業績連動部分に係る業績達成条件の内容	・業績連動係数は、中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。 ・以下の指標等により、業績目標の達成度等を評価します。 ① 財務指標：ROE及びEBITDA（営業利益＋減価償却費にて簡易的に算出） ② 株価指標：相対TSR（対TOPIX） ③ 非財務指標：GHG排出量売上高原単位及び従業員エンゲージメント
取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期	・受益者要件を満たした取締役等は、対象期間終了後、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。 ・取締役等は本制度を通じて取得した当社株式を退任するまで継続保有するものとします。 ・信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、その全てを本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。
本信託内の当社株式に関する議決権	本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。
その他の本制度の内容	本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を更に3年間延長し、当社は、合計22億5,000万円の範囲内で信託金の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対する株式交付ポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、22億5,000万円の範囲内とします。

以 上

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1. AGCグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のAGCグループ（当社及び当社子会社）を取り巻く世界経済は、主要国で投資・消費活動が緩やかに持ち直しつつも、地政学リスクの高まり、関税の動向、原燃材料価格の変動等、先行きの不透明な状況が続きました。

米国では、労働需給の緩和や設備投資の底堅さが景気を下支えする一方、金利水準の高止まりが企業の資金調達に影響を与える状況が続きました。中国では、内需の回復が鈍く、不動産市場の調整が継続したことから、景気の持ち直しは限定的でした。欧州においても、景気停滞が継続し、製造業の回復に遅れが見られました。日本では、賃上げ等を背景に個人消費は底堅く推移したものの、景気回復の勢いは緩やかなものとなりました。

このような事業環境の下、当連結会計年度の業績については、オートモーティブ及び建築ガラスが増収増益となったものの、電子、化学品、ライフサイエンスが減収減益となり、売上高は前期比88億円（0.4%）減の2兆588億円、営業利益は前期比16億円（1.3%）増の1,275億円となりました。オートモーティブは品種構成改善や価格政策の効果、エッセンシャルケミカルズでは塩化ビニル樹脂の販売価格下落、電子部材ではEUV露光用フォトマスクブランクスの出荷減等がありました。税引前利益は、その他費用として前期に発生した、ロシア事業譲渡に伴う関係会社株式売却損及びライフサイエンス（バイオ医薬品CDMO）に係る減損損失が剥落したことから、前期比1,748億円増の1,248億円（前期は税引前損失501億円）となりました。親会社の所有者に帰属する当期純利益は、前期比1,632億円増の692億円（前期は親会社の所有者に帰属する当期純損失940億円）となりました。

<当連結会計年度の業績>

売	上	高	2兆588億円（前期比	0.4%減）
営	業	利	1,275億円（前期比	1.3%増）
税	引	前	1,248億円	
親会社の所有者に帰属する当期純利益			692億円	

（注）本事業報告において、億円単位の金額は億円未満を四捨五入し、百万円単位の金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以下、当連結会計年度におけるセグメント別の概況をご報告します。

《建築ガラス》

建築ガラスの売上高は、前期比32億円（0.7%）増の4,411億円となりました。営業利益は、前期比9億円（5.5%）増の173億円となりました。

売上高は、欧米では、欧州での出荷減少及び2024年2月のロシア事業譲渡に伴う減収影響があったものの、価格政策の効果に加えて円安による増収影響により前期を上回りました。アジアでは、出荷が減少したことに加え、インドネシア等で販売価格が下落したことにより、前期を下回りました。営業利益は、人件費等のコストが増加したものの、上記の増収要因により、前期を上回りました。

《オートモーティブ》

オートモーティブの売上高は、前期比218億円（4.4%）増の5,206億円となりました。営業利益は、前期比153億円（110.2%）増の293億円となりました。

売上高は、出荷は欧州では減少したものの、日本で増加したことに加え、全地域での品種構成改善や価格政策効果、円安による増収影響により、前期を上回りました。営業利益は、原材料や人件費等のコストが増加したものの、上記の増収要因により、前期を上回りました。

《電子》

電子の売上高は、前期比95億円（2.6%）減の3,551億円となりました。営業利益は、前期比69億円（12.7%）減の475億円となりました。

売上高は、ディスプレイは液晶ディスプレイ用ガラス基板の出荷増加により前期を上回った一方、電子部材はオプトエレクトロニクスが更なる高機能化に向けた移行期であったこと、EUV露光用フォトマスクブランクスの出荷が減少したことなどにより、前期を下回りました。営業利益は、上記の減収要因に加え、化学強化用特殊ガラス事業の撤退決定に伴う費用計上により、前期を下回りました。

《化学品》

化学品の売上高は、前期比94億円（1.6%）減の5,842億円となりました。営業利益は、前期比37億円（6.6%）減の530億円となりました。

売上高は、エッセンシャルケミカルズは、塩化ビニル樹脂の販売価格が下落したことにより、前期を下回りました。パフォーマンスケミカルズは、価格政策や、エレクトロニクス・モビリティ向け等のフッ素関連製品の出荷増が寄与し、前期を上回りました。営業利益は、エッセンシャルケミカルズでの減収及び設備修繕に伴う製造原価悪化等の影響により、前期を下回りました。

《ライフサイエンス》

ライフサイエンスの売上高は、前期比81億円（5.8%）減の1,331億円となりました。営業利益は、前期比11億円減の223億円の損失となりました。

売上高は、合成医薬品CDMO事業は堅調に推移したものの、バイオ医薬品CDMO事業で前期に計上した受託案件精算に伴う一時収入の剥落や、米国コロラド拠点の閉鎖等により、前期を下回りました。営業利益は、バイオ医薬品CDMO事業の米国拠点における固定費削減施策等の効果は発現したものの、上記の減収要因に加え、前期に欧州で稼働を開始した増設設備による固定費増加等により、前期を下回りました。

《セラミックス・その他》

セラミックス・その他の売上高は、前期比192億円（24.3%）減の599億円、営業利益は、前期比25億円（49.4%）減の26億円となりました。

＜セグメント別の売上高及び営業利益＞

セグメント	売上高	(前期比)	営業利益	(前期比)
建 築 ガ ラ ス	4,411億円	(0.7%増)	173億円	(5.5%増)
オ ー ト モ ー テ ィ ブ	5,206億円	(4.4%増)	293億円	(110.2%増)
電 子	3,551億円	(2.6%減)	475億円	(12.7%減)
化 学 品	5,842億円	(1.6%減)	530億円	(6.6%減)
ライフサイエンス	1,331億円	(5.8%減)	▲ 223億円	
セラミックス・その他	599億円	(24.3%減)	26億円	(49.4%減)
(調 整 額)	▲ 351億円		1億円	
合 計	2兆588億円	(0.4%減)	1,275億円	(1.3%増)

(注) 調整額には、セグメント間取引に係る売上高及び営業利益の消去額等が含まれています。

(2) 対処すべき課題

A G Cグループは、長期経営戦略「2030年のありたい姿」の実現に向け、2024年2月に策定した中期経営計画 **AGC plus-2026**（以下、「現中計」といいます。）の戦略に基づく取り組みを実行しています。

独自の素材・ソリューションの追求を通じて事業構造の変革を図り、市況変動に強く、資産効率・成長性・炭素効率の高い事業ポートフォリオの構築を目指しています。

現中計の基本戦略は、次のとおりです。

“両利きの経営”の進化	・独自の素材・ソリューションを追求した事業ポートフォリオ変革の加速 ・コア事業は収益基盤とキャッシュ創出力を引き続き強化 ・戦略事業の定義を見直すとともに事業成長を加速させ、併せて次世代領域を開拓
サステナビリティ経営の深化	・提供する社会的価値を再定義しサステナビリティKPIを設定することにより、財務KPIを含めた統合的な経営を加速
価値創造DXの推進	・デジタル × モノづくり力による競争力強化 ・サプライチェーン全体をつなぎ効率化・強化
経営基盤の強化	・グループガバナンスの強化 ・人的資本経営の推進 ・事業戦略と技術プラットフォームの連動を更に強化

イ. 2026年の財務KPI

現中計の策定時点では、2026年の財務KPIを営業利益2,300億円、ROE 8%以上と設定していました。しかしながら、中国・欧州の景気低迷及びライフサイエンス事業における販売数量の大幅な未達を受け、2025年2月に目標を下方修正しました。更に、電子部材事業（EUV露光用フォトリソマスクブランクス、オプトエレクトロニクス）、ライフサイエンス事業での売上目標未達、並びにエッセンシャルケミカルズ東南アジア事業における価格低迷が見込まれるため、今般、2026年の財務KPIを以下のとおりとしました。

	2026年財務KPI	
	2024年2月発表	2026年2月発表
営業利益	2,300億円	1,500億円
戦略事業営業利益	1,300億円	800億円
EBITDA*	4,400億円	3,330億円
ROE	8%以上	5%以上 (5.2%見込)
D/E 比率	0.5以下	

株主資本コスト** 約7%

加重平均資本コスト** 約5%

* EBITDA＝営業利益＋減価償却費 ** 2023-2025平均。CAPM（資本資産価格モデル）で算出

現中計の最終年である2026年度においてROE 5%以上を達成し、2027年以降早期に、株主資本コストを上回るROE 8%超えを目指します。この達成に向けて、以下の施策を実行していきます。

ロ. 主要課題と対応施策

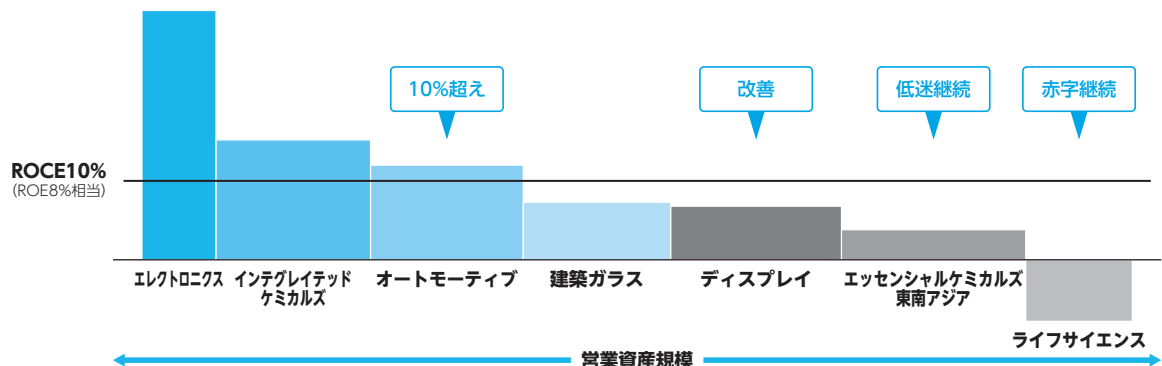
① ROCEの改善

A G Cグループは、ROE向上のため、事業管理指標としてROCE（注）を用いています。

エレクトロニクス事業及びインテグレイテッドケミカルズ事業は、製品の差別化により高収益を確保しており、今後も高水準のROCE継続を目指します。

一方、資産規模の大きい事業の収益性が不十分であることが全社ROCEを引き下げており、これらの事業における営業利益の向上及び営業資産の適正化を喫緊の課題と位置付け、対応を継続しています。その結果、オートモーティブ事業では2025年にROCEが10%を超える水準を達成し、ディスプレイ事業でも改善が進んでいます。しかしながら、エッセンシャルケミカルズ東南アジア事業及びライフサイエンス事業は依然として改善途上にあります。

2025年 事業別ROCE（共通費配賦前）・営業資産イメージ図



- (注) 1. ROCE（営業資産営業利益率）＝（当年度営業利益）÷（当年度末営業資産残高）
 2. ディ스플레이事業は、化学強化用特殊ガラス事業を含まない。
 3. インテグレイテッドケミカルズ事業：日本国内のクロール・アルカリ及びウレタン製品事業並びに
 主に日本に開発・製造機能を置く機能化学品事業
 エッセンシャルケミカルズ東南アジア事業：東南アジア地域のクロール・アルカリ事業

全ての事業における営業利益の向上及び営業資産の適正化に向けて、次の取り組みを実行のうえ、ROE 8%に相当する全社ROCE10%以上の達成を目指していきます。

- 営業利益の向上施策：コスト改善（安定生産・生産性改善）、価格政策、高付加価値化
- 営業資産の適正化：投資の厳選、在庫の縮減、事業の売却・撤退

② 各事業の状況と取り組み

＜エレクトロニクス事業＞

半導体関連市場が拡大する中、高い市場シェアを有する独自性の高い製品群により高収益を確保していますが、2025年は成長が鈍化しました。オプトエレクトロニクスは更なる高機能化に向けた移行期にあり、その着実な実行により再成長を目指します。一方、半導体関連部材は概ね成長を継続しており、EUV露光用フォトマスクブランクスについては先端分野の開発及び拡販に注力することで、成長軌道への回帰を図ります。

＜インテグレイテッドケミカルズ事業＞

半導体関連を主としたエレクトロニクス市場の拡大を背景に、多様で差別化された製品群が高収益に寄与しています。また、組織改正により日本でのケミカルチェーン全体を最適化し、事業運営の機動性と収益性を高める体制を整えました。パフォーマンスケミカルズでは、エレクトロニクス・エネルギー・モビリティの3分野における高収益製品に注力し、収益性の更なる向上を図ります。

＜オートモーティブ事業＞

価格政策、事業構造改革及び高機能・高付加価値化による収益改善施策により、2025年にROCEが10%を上回る水準を達成しました。これらの取り組みを継続し、数年以内にROCE15%の達成を目指します。

＜建築ガラス事業＞

欧州では需要低迷が継続する一方、需給改善により価格水準は適正に維持されています。Low-E複層ガラス、真空断熱ガラス等の高断熱・高遮熱製品の拡販と継続的なコスト削減により、収益性の強化を図ります。日本ではリノベーション需要が下支えとなり、当社が有する強固なお客様基盤を活かして価格政策や高付加価値製品の拡販を進め、収益力の向上を目指します。東南アジアでは需要は緩やかに増加するものの競争環境は激化しており、販売・流通網の強化や高付加価値化等を継続します。南米については経済成長に伴い需要は堅調であり、高付加価値化の推進により収益化の更なる向上に努めます。

<ディスプレイ事業>

事業構造改革、価格政策及び技術革新を通じた競争力強化により収益性は着実に改善しています。今後も施策を継続し、ROCE10%の達成を目指します。

<エッセンシャルケミカルズ東南アジア事業>

東南アジア域内の需要は年平均約4%で拡大しており、特に苛性ソーダはインドネシアのアルミナ・ニッケル精錬向け需要が増加しています。一方、塩化ビニル樹脂・苛性ソーダの市場価格は中国経済の低迷やインドによるアンチダンピング課税見送りの影響で引き続き低調に推移しています。こうした需給・価格環境を踏まえ、東南アジア域内生産の優位性を最大限に活用し、域内での販売比率を高めることで物流費等の販売コストを削減し、マージンの拡大を図ります。併せて、域内での安定的なエチレン供給を確保して原料面での競争力を高め、収益改善を進めていきます。

<ライフサイエンス事業>

バイオ医薬品CDMOの微生物及び遺伝子・細胞治療、並びに合成医薬CDMOは、安定した品質と実績を維持しています。一方で、ライフサイエンス事業の売上高のうち半分を占めるバイオ医薬品CDMOの動物細胞は、受注獲得が課題であり、営業・マーケティングの強化、AGCグループの生産技術力の活用、コスト削減などの改善策を順次実施しています。

本事業全体の業績は、米国コロラド拠点撤退に伴うコスト構造の改善や生産の安定化が進んでいることから回復を見込んでいるものの、動物細胞分野の受注拡大の効果発現に時間を要するため、黒字化は2027年を見込んでいます。

③ 研究開発投資の方向性

AGCグループは持続的成長と競争力強化を目的に研究開発投資を推進しており、投資効率向上のため、市場軸と技術軸の二軸で開発領域を選定する仕組みを運用しています。これらの仕組みに基づき、今後の開発の方向性を次のとおり定めており、最先端かつ高付加価値領域への投資を強化していきます。

- i：生産・基盤技術革新（AI/MI技術、量子コンピュータ活用、GHG削減等）
- ii：次世代・新製品開発（IRカットフィルタ、EUV露光用フォトマスクブランクス、ガラスコア、車載用パネル等）

iii：新事業創出（半導体プロセス部材、電池用材料、DDS等）

（注）MI：マテリアルズ・インフォマティクス、DDS：ドラッグデリバリーシステム（薬剤を体内で必要な部位に、必要な量、必要な時間作用させるように工夫を施す技術）

<半導体関連事業の拡大>

上記の方向性に基づき、半導体関連の研究開発投資を一層強化するとともに、事業展開を加速します。

半導体製造の前工程では、EUV露光用フォトマスクブランクやCMPスラリーを中心に、半導体メーカーの厳しい要求に応える部材を供給してきました。前工程での価値提供は引き続き強化する一方で、今後は半導体の更なる性能向上に直結すると期待される後工程にも注力し、新技術・新製品の投入を図ります。A G Cグループの強みは、無機素材、有機素材、機能設計・加工技術を一貫して保有し、これらを融合したソリューションを提供できる点にあります。こうした強みを最大限に活用し、特に半導体パッケージング関連技術とソリューションの拡大を推進していきます。

④ 設備投資

2018年から2025年にかけて、毎年2,000億円を超える設備投資を実施してきました。主に化学品事業やライフサイエンス事業における生産能力拡大のための投資であり、これらの大規模な投資は2025年で一段落しました。

2026年以降は、新規投資を大幅に抑制し、既存設備の最大活用によるROCE改善を図り、これまでの投資の回収に注力します。

⑤ 株主還元

株主還元は、親会社所有者帰属持分配当率（DOE）3%程度を目安とした安定的な配当を基本方針としており、2026年の1株当たり配当は2025年水準を維持する予定です。なお、2027年以降の株主還元方針については、業績回復の状況を見極めたうえで、必要に応じて見直しを検討します。

A G Cグループは、これらの取り組みを着実に実行のうえ、「2030年のありたい姿」を実現することで、世の中、お客様・取引先様、従業員、株主・投資家の皆様、将来世代など、全てのステークホルダーに様々な価値をプラスします。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、日本における電子部材関連製造設備の増強（電子）、東南アジアにおけるクロールアルカリ製品製造設備の増強、日本におけるフッ素関連製品製造設備の増強（化学品）及び日本におけるバイオ医薬品開発製造受託用設備の増強（ライフサイエンス）等、総額2,513億円の設備投資を実施しました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、借入金並びにコマーシャル・ペーパー及び社債の発行により賄いました。

当連結会計年度において、当社が発行した社債は、次のとおりです。

銘 柄	発行総額	発行年月日	償還期限
第5回 無担保社債	300億円	2025年3月5日	2035年3月5日

(5) 組織再編行為等の状況

当社は、2025年7月11日付で、当社完全子会社のA G C ロジスティクス株式会社との間で吸収合併契約を締結し、2026年1月1日付で、同社を吸収合併しました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

	国際会計基準			
	第98期 (2022.1~2022.12)	第99期 (2023.1~2023.12)	第100期 (2024.1~2024.12)	第101期 (2025.1~2025.12)
売 上 高（億円）	20,359	20,193	20,676	20,588
営 業 利 益（億円）	1,839	1,288	1,258	1,275
税 引 前 利 益（億円）	585	1,228	▲501	1,248
親会社の所有者に帰属する当期純利益（億円）	▲32	658	▲940	692
基本的1株当たり当期純利益（円）	▲14.22	304.73	▲443.71	326.20
親会社の所有者に帰属する持分（億円）	13,903	14,471	14,358	14,851
1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	6,271.35	6,831.89	6,773.86	7,003.63
資 産 合 計（億円）	28,140	29,330	28,897	29,501

（注）会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しています。

(7) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

セグメント	主要製品等
建築ガラス	建築用板ガラス、建築用加工ガラス（複層ガラス、強化ガラス、合わせガラス）
オートモーティブ	自動車用ガラス、車載ディスプレイ用カバーガラス
電 子	・ディスプレイ 液晶/有機ELディスプレイ用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス ・電子部材 半導体関連部材、光学関連部材
化 学 品	・エッセンシャルケミカルズ 苛性ソーダ、塩化ビニル樹脂、ウレタン原料 ・パフォーマンスケミカルズ フッ素製品（樹脂、ガス、溶剤）、ヨウ素製品
ライフサイエンス	合成医農薬開発製造受託、バイオ医薬品開発製造受託、医農薬中間体・原体
セラミックス・その他	セラミックス製品等

(8) 主要な事業所（2025年12月31日現在）

当社の主要な事業所は次のとおりです。なお、当社子会社については、「(9) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都	千 葉 工 場	千 葉 県
関 西 工 場	兵 庫 県	愛 知 工 場	愛 知 県
尼 崎 事 業 所	兵 庫 県	鹿 島 工 場	茨 城 県
高 砂 事 業 所		相 模 工 場	神 奈 川 県
A G C横浜テクニカルセンター	神 奈 川 県		

(9) 重要な子会社の状況 (2025年12月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
建築ガラス				
A G C 硝 子 建 材 株 式 会 社	東 京 都	百万円 470	100.0 %	建築用板ガラス、建築用加工ガラス及び建材の製造、施工、販売
A G C グラスプロダクツ株式会社	東 京 都	百万円 1,287	100.0 %	建築用加工ガラスの製造、販売及び建築用板ガラスの切断、販売
PT Asahimas Flat Glass Tbk	インドネシア	億ルピア 2,170	44.5 %	建築用板ガラス、自動車用ガラス、産業用加工ガラスの製造、販売
A G C G l a s s E u r o p e	ベルギー	百万ユーロ 473	100.0 %	建築用板ガラスの製造、販売
AGC Flat Glass Czech a.s.	チ ェ コ	百万コルナ 3,560	※ 100.0 %	建築用板ガラスの製造、販売
オートモーティブ				
艾杰旭汽車玻璃（蘇州）有限公司	中 国	百万米ドル 236	100.0 %	自動車用ガラスの製造、販売
AGC Flat Glass North America, Inc.	米 国	百万米ドル 4	※ 100.0 %	自動車用ガラスの製造、販売
A G C A u t o m o t i v e E u r o p e	ベルギー	百万ユーロ 105	※ 100.0 %	自動車用ガラスの製造、販売
AGC Automotive Czech a.s.	チ ェ コ	百万コルナ 1,657	※ 100.0 %	自動車用ガラスの製造、販売
電子				
A G C エレクトロニクス株式会社	福 島 県	百万円 300	100.0 %	半導体関連部材、光学関連部材の製造
A G C テクノグラス株式会社	静 岡 県	百万円 300	100.0 %	光学関連部材の製造及び理化医療用製品の製造、販売
艾杰旭顯示玻璃股份有限公司	台 湾	百万新台湾ドル 3,120	※ 100.0 %	液晶/有機ELディスプレイ用ガラス基板の製造、販売
艾杰旭顯示玻璃（惠州）有限公司	中 国	百万円 45,800	100.0 %	液晶/有機ELディスプレイ用ガラス基板の製造、販売

会社名	所在地	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
電子				
艾杰旭新型電子顯示玻璃（深圳）有限公司	中 国	百万円 33,700	63.0 %	液晶/有機ELディスプレイ用ガラス基板の製造、販売
AGC Fine Techno Korea Co., Ltd.	韓 国	百万ウォン 227,000	※ 100.0 %	液晶/有機ELディスプレイ用ガラス基板の製造、販売
化学品				
伊 勢 化 学 工 業 株 式 会 社	東 京 都	百万円 3,599	53.5 %	ヨウ素製品、金属化合物の製造、販売及び天然ガスの採取、販売
P T A s a h i m a s C h e m i c a l	インドネシア	百万米ドル 84	52.5 %	苛性ソーダ、塩化ビニル樹脂の製造、販売
AGC Vinythai Public Company Limited	タ イ	百万バーツ 9,435	65.0 %	苛性ソーダ、塩化ビニル樹脂の製造、販売
ライフサイエンス				
A G C B i o l o g i c s A / S	デンマーク	百万デンマーク クローネ 42	100.0 %	バイオ医薬品開発製造受託
セラミックス・その他				
A G C セ ラ ミ ッ ク ス 株 式 会 社	東 京 都	百万円 3,500	100.0 %	各種セラミックス製品の製造、販売
AGC Singapore Services Pte. Ltd.	シンガポール	百万米ドル 88	100.0 %	アジアにおける関係会社のための資金調達、融資及び関係会社の株式保有
A G C A m e r i c a , I n c .	米 国	百万米ドル 0	100.0 %	北米における関係会社の株式保有及び情報収集
A G C C a p i t a l , I n c .	米 国	百万米ドル 0	※ 100.0 %	北米における関係会社のための資金調達及び融資

(注) ※印は、子会社による出資を含む比率です。

2. 当社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 217,434,681株（うち自己株式5,070,502株）
- (3) 株主総数 151,070名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,439,500株	15.28 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	14,881,700株	7.01 %
明治安田生命保険相互会社	7,692,600株	3.62 %
公益財団法人旭硝子財団	6,389,881株	3.01 %
旭硝子取引先持株会	4,899,833株	2.31 %
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,034,185株	1.90 %
日本生命保険相互会社	3,662,941株	1.72 %
AGC従業員持株会	3,153,510株	1.48 %
バークレイズ証券株式会社 BNYM	3,000,000株	1.41 %
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,856,576株	1.35 %

- (注) 1. 上記のほか、当社が保有している自己株式が5,070,502株あります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入しています。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	島 村 琢 哉	(株)荏原製作所 社外取締役 J F E ホールディングス(株) 社外取締役
代表取締役（社長執行役員）	平 井 良 典	CEO
代表取締役（副社長執行役員）	宮 地 伸 二	CFO、CCO
代表取締役（専務執行役員）	倉 田 英 之	CTO、技術本部長
社外取締役	柳 弘 之	キリンホールディングス(株) 社外取締役 日本航空(株) 社外取締役 三菱電機(株) 社外取締役
社外取締役	本 田 桂 子	早稲田大学商学大学院経営管理研究科 教授 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役 (株)リクルートホールディングス 社外取締役
社外取締役	手代木 功	塩野義製薬(株) 代表取締役会長兼社長CEO (株)日本取引所グループ 社外取締役 (株)三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役
社外取締役	有 馬 浩 二	(株)デンソー 取締役会長 KDDI(株) 社外監査役
社外監査役（常勤）	川 島 勇	日本高純度化学(株) 社外取締役 三精テクノロジー(株) 社外取締役
監査役（常勤）	荒 木 直 子	
社外監査役	石 塚 達 郎	K & O エナジーグループ(株) 社外取締役 (株)タダノ 社外取締役
社外監査役	松 山 遙	日比谷パーク法律事務所 パートナー 東京海上ホールディングス(株) 社外取締役 三菱電機(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役有馬浩二氏及び監査役荒木直子氏は、2025年3月28日付で新たに就任しています。
2. 監査役川島勇氏は、日本電気(株)の経理部門における長年の経験と同社監査役としての豊富な知見を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 当社は、取締役柳弘之氏、本田桂子氏、手代木功氏及び有馬浩二氏並びに監査役川島勇氏、石塚達郎氏及び松山遙氏を、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出しています。なお、社外役員は、いずれも当社の社外役員の独立性に関する基準を満たしています。当該基準については、25頁をご参照ください。

4. 2026年1月1日付で担当を次のとおり一部変更しました。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役（副社長執行役員）	宮 地 伸 二	社長付

(2) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員の報酬等の決定方針

当社は、取締役会において、取締役及び監査役の個人別の報酬等の決定方針に関して以下のよう定めています。

① 報酬に関する方針の内容

i. 報酬制度の基本的な考え方

当社は、報酬原則として、役員報酬全般に関わる基本的な考え方を次のとおり定めています。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人財を引きつけ、確保し、報奨することのできる報酬制度であること
- ・企業価値の持続的な向上を促進するとともに、それにより株主の皆様と経営者の利益を共有する報酬制度であること
- ・当社グループの持続的な発展を目指した経営戦略上の業績目標達成を動機付ける報酬制度であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること

ii. 報酬の構成

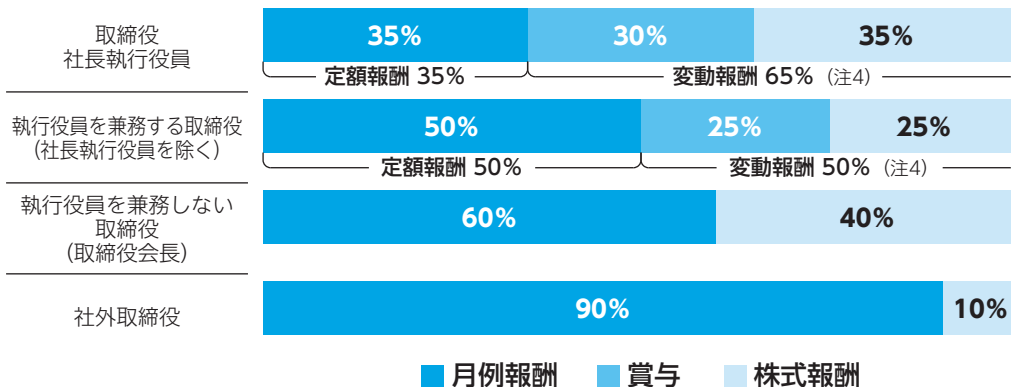
- (i) 定額報酬である「月例報酬」と、変動報酬である「賞与」及び「株式報酬（注1）」で構成され、役位に応じて、次のとおり適用します。

区分	定額報酬	変動報酬		
	月例報酬	賞与	株式報酬	
			業績連動部分	固定部分（注2）
執行役員を兼務する取締役及び執行役員	●	●	●	●
執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を含む）	●	—	—	●
監査役	●	—	—	—

(注1) 株式報酬の対象者が国内非居住者の場合は、株式の交付はせず、それに相当する金銭を賞与として支給することができる。

(注2) 株式報酬のうち固定部分は、会社業績とは連動しない。

- (ii) 取締役については、総報酬に占める各構成要素の割合を標準支給額ベースで概ね下図のとおりとし(注3)、このうち変動報酬については、以下「iii. 変動報酬の仕組み」の内容を反映することとしています。



(注3) いずれにも該当しない場合は、報酬委員会で審議し、取締役会で決議する。

(注4) 変動報酬は、賞与と1事業年度あたりの株式報酬額の合計とする。

iii. 変動報酬の仕組み

当社グループの持続的な発展と企業価値向上を実現するため、短期・中期・長期のバランスのとれた視点を持ちながら経営を担うべく、変動報酬は各期間のバランスを考慮したものとしています。

(i) 賞与

- ・単年度の業績目標達成への意欲を更に高めることを目的として、役位等に応じた額を単年度の連結業績指標に応じて変動させます。
- ・業績指標については、事業の収益力及び資産効率を高めると同時に、キャッシュを創出することが重要であることから、「営業資産営業利益率」(注5)と「キャッシュ・フロー」を用います。
- ・賞与の支給率は、営業資産営業利益率の目標に対する達成度合い及びキャッシュ・フローの前年比改善度合いに応じて変動します。加えて、全社業績、非財務資本の強化、ポートフォリオ転換の進展等の状況並びに個人業績も加味したうえで、原則として、標準支給額に対して0～200%の範囲で変動します。その決定にあたっては、報酬委員会での審議を経て、取締役会で決議します。

- ・賞与の支給対象期間は、事業年度の開始日からその最終日までとし、当該期間に対応する賞与を、当該期間終了直後の定時株主総会終了後に支払います。

(注5) 営業資産営業利益率＝営業利益÷営業資産

(ii) 株式報酬

- ・中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様との利益共有を図るとともに、中期経営計画（以下、「中計」という。）における業績目標の達成に向けた意欲を高めることを目的としています。
- ・本制度は、役位並びに中計における連結業績指標等に応じて変動する当社株式等の交付を行う「業績連動部分」と、役位に応じて一定数の当社株式等の交付を行う「固定部分」から構成されます。
- ・業績指標については、財務指標である①ROE及び②EBITDA、株価指標である③相対TSR（対TOPIX）並びに非財務指標である④GHG排出量売上高原単位及び⑤従業員エンゲージメントの5つを採用します。

分類	業績指標	選定理由	ウェイト
財務指標	ROE	長期及び中計期間の重要な業績目標	30%
	EBITDA	キャッシュの創出力及び収益性の向上を図る	30%
株価指標	相対TSR（対TOPIX）	株主との利益共有をより一層図る	20%
非財務指標	GHG排出量売上高原単位	持続可能な地球環境実現への貢献を目指す	10%
	従業員エンゲージメント	従業員一人ひとりの成長・能力発揮を通じて、会社の成長を目指す	10%

- ・「業績連動部分」については、各指標の目標に対する達成度合いに応じて、原則として、標準支給額に対して0～200%の範囲で変動し、その決定にあたっては、報酬委員会での審議を経て、取締役会で決議します。なお、目標達成度合いは以下のとおり算定します。

財務指標：中計期間の各事業年度における目標に対する達成度を所定の比率（注6）で加重平均して算定

株価指標及び非財務指標：中計終了時点の目標に対する達成度により算定

- ・役員は、中計期間終了後に本制度を通じて取得した当社株式を退任するまで継続保有するものとします。

(注6) 初年度25%、次年度25%、最終事業年度50%

iv. 報酬水準

報酬水準については、第三者機関が実施する調査データの中から、大手製造業の報酬データを分析・比較し、報酬委員会にて検証しています。

② 報酬の決定方法

委員の過半数を社外取締役とし、社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会において、「i. 報酬制度の基本的な考え方」を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度・水準等を審議・提案し、取締役報酬については、あらかじめ株主総会で決議された報酬（総額）の限度額の範囲内で、取締役会で決議します。また、報酬支払結果についても報酬委員会にて検証しています。監査役報酬についても、同じくあらかじめ株主総会で決議された報酬（総額）の限度額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしています。これらを通じて、報酬の決定プロセスに関する客観性及び透明性を高めています。

③ 本方針の決定方法

本方針は報酬委員会において審議・提案し、取締役会で決議します。

ロ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬等の対象 人数及び総額		内 訳					
			定額報酬		変動報酬			
			月例報酬		賞 与		株式報酬 (非金銭報酬等)	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
取 締 役	8名	690百万円	8名	381百万円	3名	143百万円	8名	165百万円
うち社外取締役	4名	73百万円	4名	65百万円	—	—	4名	7百万円
監 査 役	5名	104百万円	5名	104百万円	—	—	—	—
うち社外監査役	3名	68百万円	3名	68百万円	—	—	—	—

(注) 1. 「報酬等の対象人数及び総額」及び「月例報酬」には、2025年3月28日付で退任した監査役1名に係る報酬が含まれています。

2. 「株式報酬」の内容については、47頁の「役員の報酬等の決定方針」に記載のとおりです。社外取締役に対して交付等を行う株式報酬（固定部分）（4名分7百万円）は、当社の業績とは連動しません。「株式報酬」

の金額は、当事業年度における費用計上額です。

3. 取締役（3名）の業績連動報酬等である「賞与」及び「株式報酬（業績連動部分）」の金額は169百万円です。社外取締役及び監査役は、業績連動報酬等の対象ではありません。
4. 業績連動報酬等である「賞与」及び「株式報酬（業績連動部分）」の算定方法並びに算定において基礎となる業績指標及び当該業績指標の選定理由は、47頁の「役員の報酬等の決定方針」に記載のとおりです。また、当事業年度において適用される各指標の実績は以下のとおりです。

賞 与	・ 営業資産営業利益率 5.4%（補正值） ・ キャッシュ・フロー指標は前年比増となりました。
株式報酬 （業績連動部分）	・ ROE 4.7% ・ EBITDA 3,073億円（営業利益＋減価償却費にて簡易的に算出）

5. 取締役及び監査役の報酬等の限度額及び構成は、次のとおりです。
 - (1) 取締役の月例報酬及び賞与に係る報酬等の額は、2022年3月30日開催の第97回定時株主総会において年額7億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,700万円以内）とすることが決議されています。なお、第97回定時株主総会終結時の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）です。
 - (2) 取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。）を対象とする株式報酬は、2022年3月30日開催の第97回定時株主総会において、3事業年度ごとに、当社が合計22億5,000万円（うち社外取締役分は合計2,500万円）を上限とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数の上限を合計49万5,000株（うち社外取締役分は合計6,000株）とすることが決議されています。なお、第97回定時株主総会終結時の本制度の対象者の人数は31名であり、そのうち取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。
 - (3) 監査役の報酬は月例報酬のみであり、監査役の報酬等の額は2018年3月29日開催の第93回定時株主総会で年額1億2,000万円以内とすることが決議されています。なお、第93回定時株主総会終結時の監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）です。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会が決定した方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、委員の過半数を社外取締役とし、社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会において、47頁の「役員の報酬等の決定方針」を踏まえ、審議・提案され、その答申を受けて取締役会で決議しているため、内容が本方針に沿うものであると判断しています。

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期（ご参考） （2024年12月31日現在）	第101期 （2025年12月31日現在）
資 産 の 部	2,889,665	2,950,077
流 動 資 産	1,001,270	967,772
現金及び現金同等物	107,988	94,671
営 業 債 権	332,442	324,396
棚 卸 資 産	454,143	465,415
そ の 他 の 債 権	58,221	55,879
未 収 法 人 所 得 税	16,556	7,019
そ の 他 の 流 動 資 産	25,103	20,390
小 計	994,455	967,772
売却目的で保有する資産	6,815	—
非 流 動 資 産	1,888,395	1,982,304
有 形 固 定 資 産	1,550,862	1,652,885
の れ ん	49,774	52,100
無 形 資 産	52,291	55,430
持分法で会計処理されている投資	30,521	37,308
そ の 他 の 金 融 資 産	68,798	70,175
繰 延 税 金 資 産	39,019	42,971
そ の 他 の 非 流 動 資 産	97,127	71,433
資 産 合 計	2,889,665	2,950,077

(単位：百万円)

科 目	第100期（ご参考） (2024年12月31日現在)	第101期 (2025年12月31日現在)
負 債 の 部	1,217,967	1,218,355
流 動 負 債	708,771	696,203
営 業 債 務	201,803	210,036
短 期 有 利 子 負 債	129,940	98,538
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 有 利 子 負 債	109,921	118,411
そ の 他 の 債 務	214,523	220,258
未 払 法 人 所 得 税	21,376	19,125
引 当 金	1,361	3,518
そ の 他 の 流 動 負 債	21,183	26,315
小 計	700,110	696,203
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	8,661	—
非 流 動 負 債	509,196	522,151
長 期 有 利 子 負 債	409,876	429,514
繰 延 税 金 負 債	22,865	20,313
退 職 給 付 に 係 る 負 債	51,370	50,147
引 当 金	12,883	12,419
そ の 他 の 非 流 動 負 債	12,199	9,757
負 債 合 計	1,217,967	1,218,355
資 本 の 部	1,671,697	1,731,722
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,435,787	1,485,126
資 本 金	90,873	90,873
資 本 剰 余 金	95,781	95,864
利 益 剰 余 金	744,766	772,913
自 己 株 式	▲ 26,767	▲ 26,323
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	531,134	551,798
非 支 配 持 分	235,909	246,595
資 本 合 計	1,671,697	1,731,722
負 債 及 び 資 本 合 計	2,889,665	2,950,077

連結純損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期（ご参考） （2024年 1 月 1 日から 2024年12月31日まで）	第101期 （2025年 1 月 1 日から 2025年12月31日まで）
売上高	2,067,603	2,058,832
売上原価	▲ 1,568,552	▲ 1,558,385
売上総利益	499,050	500,447
販売費及び一般管理費	▲ 375,676	▲ 374,979
持分法による投資損益	2,461	1,997
営業利益	125,835	127,465
その他収益	17,233	33,953
その他費用	▲ 187,747	▲ 30,741
事業利益（▲は損失）	▲ 44,678	130,677
金融収益	11,986	9,409
金融費用	▲ 17,358	▲ 15,328
金融収益・費用合計	▲ 5,372	▲ 5,919
税引前利益（▲は損失）	▲ 50,050	124,758
法人所得税費用	▲ 27,873	▲ 45,288
当期純利益（▲は純損失）	▲ 77,924	79,470
親会社の所有者に帰属する当期純利益（▲は純損失）	▲ 94,042	69,162
非支配持分に帰属する当期純利益	16,118	10,308

株主メモ

- | | |
|--------------------------|---|
| ◇ 事業年度 | 毎年1月1日から12月31日まで |
| ◇ 定時株主総会 | 3月 |
| ◇ 基準日 | 定時株主総会 12月31日
期末配当 12月31日
中間配当 6月30日 |
| ◇ 公告方法 | 電子公告により行い、次の当社ウェブサイトに掲載します。
https://www.agc.com/
※ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 |
| ◇ 株主名簿管理人
特別口座の口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
<連絡先> TEL 0120-232-711（通話料無料）
（土・日・祝日等を除く午前9時～午後5時）

<ホームページ> https://www.tr.mufg.jp/daikou/
よくあるお問い合わせはQRコードからご確認ください。 |



■株式に関するお問合せ先

- 住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求等の各種お手続きについて
 - 証券会社等の口座に記録された株式
口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
 - 特別口座に記録された株式
三菱UFJ信託銀行株式会社（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。
- 未受領の配当金について
三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。

■決議通知について

本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.agc.com/ir/stock/meeting/index.html>）に掲載いたします。

